

○富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則

平成19年3月26日

富山市規則第32号

改正 平成21年10月22日富山市規則第68号

平成25年3月29日富山市規則第48号

平成26年3月31日富山市規則第38号

平成27年9月4日富山市規則第86号

平成28年6月29日富山市規則第85号

令和元年9月26日富山市規則第27号

令和2年3月31日富山市規則第20号

令和2年9月2日富山市規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市まちなか賑わい広場等条例（平成19年富山市条例第26号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条第1項及び第5条第1項の規定により富山市まちなか賑わい広場等（以下「広場」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山市まちなか賑わい広場等使用承認申請書（様式第1号）を指定管理者（富山市総曲輪西広場にあつては、市長。次項ただし書、次条から第5条まで、第7条第3項、第8条第2項及び第10条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、条例第3条第1項の承認に係る申請にあつては使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）前1月から1週間までの間に、第5条第1項の承認に係る申請にあつては使用日前12月から1月までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、広場の使用を承認したときは、富山市まちなか賑わい広場等使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 広場の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第7条の規定により広場の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(附属設備の利用料金等)

第6条 条例別表第1第1の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第2の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金等の減免)

第7条 条例第9条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定による利用料金を減免する場合及び額は、次に定めるところによる。

(1) 市が主催する事業に使用するとき。 50パーセント相当額(可動式映像表示装置を使用する場合にあっては、富山市まちなか賑わい広場の使用に係る利用料金の額から可動式映像表示装置の使用に係る利用料金の額を減じて得た額の50パーセント相当額)

(2) 市が共催し、又は後援する事業に使用するとき。 30パーセント相当額(可動式映像表示装置を使用する場合にあっては、富山市まちなか賑わい広場の使用に係る利用料金の額から可動式映像表示装置の使用に係る利用料金の額を減じて得た額の30パーセント相当額)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別

に定める額

2 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業に使用するとき。 全額
- (2) 市が後援する事業に使用するとき。 30パーセント相当額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別に定める額

3 利用料金又は使用料（以下「利用料金等」という。）の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市まちなか賑わい広場等利用料金等減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金等の還付）

第8条 条例第10条ただし書の規定による利用料金等の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第10条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第10条第2号に該当するとき。次に定める額
 - ア 使用期日の3月前（条例第3条第1項各号に掲げる行為による使用にあつては7日前）までに使用の取消しを申し出たときにあつては、50パーセント相当額
 - イ 使用期日の3月前の翌日から7日前までに使用（条例第3条第1項各号に掲げる行為による使用を除く。）の取消しを申し出たときにあつては、30パーセント相当額
- (3) 条例第10条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 利用料金等の還付を受けようとする者は、富山市まちなか賑わい広場等利用料金等還付申請書（様式第4号）に利用料金等領収書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（端数計算）

第9条 第7条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定による利用料金等の減免及び還付の額に5円未満の端数があるときは、これを切り

捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(損傷又は滅失の届出)

第10条 広場又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月22日富山市規則第68号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日富山市規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定(「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。)並びに様式第3号及び様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日富山市規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月4日富山市規則第86号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市まちなか賑わい広場条例施行規則第8条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請された平成28年4月1日以後の使用に係る利用料金の還付について適用し、施行日前に申請された使用に係る利用料金及び施行日以後に申請された平成28年3月31日までの使用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日 富山市規則第 85 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日 富山市規則第 27 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 富山市規則第 20 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 2 日 富山市規則第 87 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 9 月 24 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに富山市まちなか賑わい広場の使用（大型映像・音響装置を使用するものに限る。）の承認の申請（使用承認事項の変更の承認の申請を含む。）がされている場合における当該大型映像・音響装置の使用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

種別	単位	利用料金
大型映像・音響装置	1 式	1 時間につき 1, 920 円
可動式映像表示装置	1 式	1 日につき 25, 140 円（2 段積みで使用する場合には、97, 300 円）

別表第 2（第 6 条関係）

種別	単位	金額
ステージ	1 式	4 時間につき 1, 300 円